

# 暮らしの安心 国民健康保険

## 平成23年度の納付書を送付します

今年度の保険税は限度額に変更があり、医療分が『50万円』から『51万円』に、後期高齢者支援金分が『13万円』から『14万円』に、また介護納付金分が『10万円』から『12万円』になりました。

なお、保険税の税率については昨年度と変更はありません。

保険税は下の表により計算し、それぞれ①～④の合計（限度額を超える場合は限度額）となります。医療分・後期高齢者支援金は国保加入者全員、介護納付金分（介護保険2号被保険者）については、国保加入者のうち、満40歳以上65歳未満の方が対象となります。

平成23年度の国民健康保険税率表

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
①所得割	世帯の所得×7.5%	世帯の所得×3.0%	介護2号該当者の所得×1.8%
②資産割	固定資産税額×22%	固定資産税額×9%	固定資産税×4%
③均等割	20,000円	7,000円	7,000円
④平等割	18,000円	7,000円	6,000円
限度額	51万円	14万円	12万円

保険税は世帯主が納めます

国保における各種届出や保険税を納める義務は世帯主にあります。世帯主が国保に加入していても、世帯の中に国保に加入されている方がいる場合、納税通知書は世帯主（擬制世帯主）に送られます。

保険税の特別徴収（年金天引き）について

国保被保険者が全員65歳以上74歳未満で構成される世帯の場合の保険税は、原則として納税義務者の年金から天引きとなります。ただし、次に該当する方は従前のおり納付書にて納めていただく（普通徴収）こととなります。

- ・ 保険税の納付を口座引き落とししている場合
- ・ 世帯主が平成23年度中に74歳となる場合
- ・ 年金年額が18万円未満の場合

※特別徴収（年金天引き）を希望しない場合は、事前に口座振替手続きが必要となります。

保険税の軽減について

国民健康保険制度では、所得や世帯の国保加入者数、世帯の状況に応じた軽減制度があります。

詳しくは納税通知書または同封のパフレットをご覧ください。

◆低所得世帯に対する軽減

加入者世帯の人数や所得に応じ、均等割・平等割の7・5・2割の軽減措置が受けられます。

◆非自発的失業者の軽減

65歳未満の方が、解雇や倒産により離職し国保に加入した場合、雇用保険の受給理由によって受けられる軽減措置です。

◆後期高齢者医療制度への移行に伴う軽減、減免

後期高齢者医療制度への移行に伴う、激変緩和措置として設けられた軽減措置や減免措置です。

国保に加入・やめるとき

◆こんなときは14日以内に届出

▼国保に加入するとき

- ・ 転入したとき
- ・ 退職などにより職場の健康保険をやめたとき

・ 子どもが生まれたとき

▼国保をやめるとき

- ・ 転出するとき
- ・ 就職などにより職場の健康保険に加入したとき
- ・ 被保険者が亡くなったとき

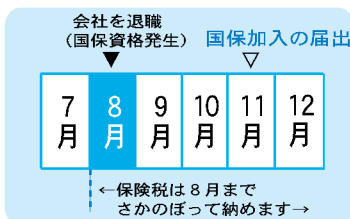
◆加入・離脱したときの保険

国保の保険税は、加入の届出をした月からではなく、加入資格を得た月からかかります。また、保険税は、年度（4月から翌年3月まで）で決められます。年度の途中で加入する場合は、加入した日の月から、その年度（3月末日まで）を月割計算します。また、離脱したときも、離脱月の前月までの税額が月割で計算されます。

◆届出が遅れたら

▼加入の届出が遅れた場合

加入資格を得た月までさかのぼって保険税を納めることとなります。



例：8月に退職したことを11月に国保加入の届出をした場合

▼離脱の届出が遅れた場合

・会社の健康保険に加入後に新しい保険証が届くまでの間、国保の保険証を使って病院に受診した場合は、国保が負担した分の医療費を返金いただく場合があります。ご注意ください。

・会社などの健康保険に加入後、国保の離脱届をしていない場合、会社の保険料と保険税が二重払いとなります。

納期内の納税にご協力を

みなさんに納めていただく国保税は、医療費や出産一時金、葬祭費、高額療養費などの支払いに充てられ、国保事業の運営に重要な財源となっています。そのため、納付書の納期のとおり納めていただくことが大切です。ご理解とご協力をお願いします。

◆納め忘れないように

口座振替制度のご利用により、納め忘れが防げます。申し込みは、市内の金融機関または市役所税務課納税係の窓口へ（通帳と届出印、納付書をお持ちください）。

◆納付が遅れたら

納税相談がないまま国保税の納付が遅れたり納付がない

場合、税負担の公平性を保つため、保険証の有効期限が短期間になったり、保険証の交付ができないなどの措置が取られることとなります。

災害などにより所得が一時的に著しく減少した場合や特別な事情がある場合には、納期限の延期や保険税の減免や免除を受けられる制度もありますので、お早めの相談をお願いします。

国保の保健事業

国保では、被保険者の皆さまの健康維持のために各種検診などへの助成など保健事業を行っています。

疾病予防、早期発見、早期治療のため特定健診や各種がん検診、人間ドックなどを受診し健康維持にお役立てください。

◆特定健診・特定保健指導

国保加入の35歳から74歳のすべての方を対象に、脳卒中や心臓病、糖尿病合併症などの生活習慣病を引き起こす原因となるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した「特定健診」と早期予防・改善に向けての「特定保健指導」による生活改善の指導を実施しています。

◆市が実施する各種検診、がん検診への助成

検診申し込みの際、国保加入者であることを告げていただくだけで助成の対象となります。

◆人間ドックおよび脳ドックへの助成

助成要件や手続きの方法については事前にお問い合わせください。

◆保健師による健康相談

市の保健師による窓口や訪問での健康相談を随時行っています。お気軽にご相談ください。



体操で健康促進（チャレンジデー）

高年齢受給者証を送付します

現在発行している受給者証の有効期限が、7月31日まですべて切れています。8月1日より新しい証を7月末日までに届くよう発送しますので、有効期限満了後に差し替えてご利用ください。

新たに70歳になり対象となる方については、誕生日の翌月（1日生まれの方は当月）から使用できるよう随時発行します。

入院時の限度額適用認定証

国保に加入されている方が入院したとき、自己負担分を全額負担し、後日、申請により自己負担限度額を超えた分が高額療養費として支給されていますが、「限度額適用認定証」の交付を受け窓口に提示（高年齢受給者証をお持ちの70歳以上の課税世帯の方を除く）することで、病院に支払う医療費が自己負担限度額までのお支払で済むようになります。入院時の窓口負担が軽減されます。

入院される場合、事前に国保窓口へ申請し「限度額適用認定証」の交付を受けてください。

さい。

なお、7月以前に「限度額適用認定証」の交付を受けた方は、有効期限が7月31日となっている場合は、8月以降も入院される場合は、新たに申請が必要となります。

ただし、保険税の納付状況によつては交付できない場合があります。

申請に必要なもの 印鑑、保険証

後期高齢者医療のお知らせ

▼後期高齢者医療の保険証が更新になります

現在発行している後期高齢者医療の保険証は、有効期限が7月31日までとなっています。

新しい保険証は、7月末日までに届くよう発送しますので、有効期限満了後に差し替えてご利用ください。

問い合わせ

名寄庁舎1階2番窓口  
市民課国保高齢医療係  
☎01654③2111  
内線3114・3115  
3116  
風連庁舎 地域住民課  
内線118・119